

「中央区健康・食育プラン2024」を策定しました

これまで区では、区民一人一人の健康づくりに向けた取り組みやその取り組みに対する区の支援を効果的に行うために、「健康中央21」と「中央区食育推進計画」を一本化した「中央区健康・食育プラン2013」に基づいて施策を推進してきました。

このたび、国の「健康日本21(第

三次)」、「第4次食育推進基本計画」および都の関連計画や本区の実情などを踏まえ、「中央区健康・食育プラン2024」を策定しました。

「中央区健康・食育プラン2024」では、中央区基本計画において示されている「区民一人一人が健康の大切さを自覚し、ライフステージに応じて主体的に健康づくりに

取り組み健康を維持している」10年後の中央区の姿の実現に向け、必要となる区民の行動や取り組みを明確にしています。そして、誰もが健康でいきいきと活躍し続け、より高い生活の質を伴って日常生活を過ごすことができるよう、今後取り組むべき施策の方向性を示すものです。

計画書の閲覧場所

区役所1階まごころステーション、地下1階情報公開コーナー、日本橋・月島・晴海特別出張所の他、区HPでもご覧いただけます。

☎中央区保健所生活衛生課庶務係
☎(3541)5936



▲区HP

凡例
☎問い合わせ(申込先)HPホームページ
✉Eメールアドレス
※費用の記載がないものは無料

マンションの管理状況の調査にご協力ください

マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づき、昨年7月に策定した「中央区マンション管理適正化推進計画」にのっとり、区内の分譲マンションを対象に管理状況を把握するための調査を実施します。

この調査は、マンションの管理不全を防止または是正するなど、管理の適正化を図ることを目的としています。

調査方法

5月中旬から、順次調査票を配布しますのでご回答ください。

管理組合の皆さんのご協力をお願いします。

◎この調査は、(一社)東京都マンション管理士会に委託し実施します。

詳しくは、区HPをご覧ください。

☎住宅課計画指導係

☎(3546)5466



▲区HP

「中央区自殺対策計画(第二次)」を策定しました

国の「自殺総合対策大綱」や東京都の「東京都自殺総合対策計画」および区の実情などを踏まえ、自殺対策をより一層強化・推進するために、「中央区自殺対策

計画(第二次)」を策定しました。

閲覧場所

区役所地下1階情報公開コーナー、中央区保健所、日本橋・月島・晴海保健センター、京橋・日本橋・月島図書館の他、区HPでもご覧いただけます。

☎中央区保健所健康推進課健康係

☎(3541)5930



▲区HP

区政世論調査にご協力を

皆さんの区の施策に対する評価および区政への意見・要望を把握し、今後の政策形成の参考資料とするため、第54回区政世論調査を行います。

調査は満18歳以上の区民の皆さんの中から2,000人を無作為に抽出し、事前に予

告はがきを送付後、調査票を送付します。

調査の対象となられた方は、調査票に記入の上、同封の封筒で返送、またはインターネットで回答をしてください。ご理解とご協力をお願いします。

調査期間

5月8日～5月29日

☎広報課広聴係

☎(3546)5222

マンション管理支援システム「すまいるコミュニティ」の提供

中央区都市整備公社では、分譲マンション管理組合の活動を支援するシステムとして、インターネットを利用した会員制ウェブサイト「すまいるコミュニティ」を提供しています。

このシステムは、理事会からのお知らせや通知、総会や工事の予定などのスケジュールの表示、議事録などの資料の保管、居住者に

対するアンケート調査など多くの機能を備えています。

また、居住者間のコミュニケーションなどを活性化するための機能も備えています。

利用条件

・マンションの所在地が区内であること

・「すまいるコミュニティ」の利用に関し理事会などの承認を得て

いること

- ・マンション管理組合は、利用者の登録や削除、ログインIDの管理を行うこと
- ・「すまいるコミュニティ」に保管されたデータや書き込まれたコメントなどについて、管理組合が責任を持って管理すること
- ・利用規約を遵守すること

申し込み方法

マンション管理組合から申し込み、利用団体としての登録が必要です。登録を希望する場合は、☎へお問い合わせください。

☎中央区都市整備公社

☎(3561)5191



▲区HP

ビル・マンションなど管理者の皆さんへ

ウミネコの

被害防止にご協力ください

近年、日本橋地域を中心として、ウミネコの被害が広がっています。繁殖期(4～8月)になると群れで飛来し、ビルの屋上などに巣を作り、産卵、繁殖して周辺に被害を及ぼします。

▼ウミネコ飛来の様子



▼ウミネコ(成鳥)



ウミネコは「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」により保護されているため、むやみに捕獲したり、卵を採取したりすることが原則、禁止されています。そのため、巣が作られる前の対策が重要となります。

特に繁殖期の間は、3日程度で営巣されることもあるため定期的に屋上を点検することが大切です。

ウミネコの被害を防ぐには、緑化された場所や巣が作られそうな隙間などに防除網を設置す

ることや、屋上の縁にテグス(釣糸)を張り巡らせ、とどまることができないようにするなどといった対策が効果的とされています。

また、巣が作られてしまった場合でも、巣に卵やひながない状態であれば撤去することが可能です。

昨年度は大型連休中に営巣される事例もあったため、連休中も屋上を点検して巣が作られていないかを確認するとともに、巣が作られないように事前の対策へのご協力をお願いします。

具体的な被害

- ・一晩中鳴き声が響き、眠ることができない。
- ・ふんが落ちてきて道路などが汚れる。
- ・ふんや羽などで洗濯物が汚れてしまう。



▲ウミネコの巣・卵

☎環境課生活環境係

☎(3546)5403



▲区HP